

# **東日本大震災無料法律相談**

## **情報分析結果**

### **(第3次分析)**

**日本弁護士連合会**  
**東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部**  
**平成23年10月**

## 1 相談事例の分類（24類型）について

### （1）不動産所有権（滅失問題含む）

- ・主として土地及び建物の毀損に伴う所有権問題、滅失登記や権利証の紛失等を分類。
- ・滅失等した住宅のローンについては（9）に分類。
- ・毀損した不動産による近隣土地所有者等との損害賠償、妨害排除請求権等の問題については（6）に分類。
- ・毀損した住宅等に対する行政給付の問題については（12）に分類。
- ・新築建物完成後引き渡し前、不動産売買契約後引き渡し前の目的物滅失による危険負担に関する問題については（20）に分類。

### （2）車・船等の所有権（滅失問題含む）

- ・主として車・船舶等の毀損に伴う所有権問題、保管中の車の損壊をめぐる損害賠償問題等を分類。
- ・滅失した車・船舶等のローン、リースについては（9）に分類。
- ・車等の損害保険については（11）に分類。

### （3）預金・株等の流動資産

- ・預金通帳、有価証券等の滅失等の問題を分類。

### （4）不動産賃貸借（借地）

- ・土地の賃貸借契約に伴う問題を分類。

### （5）不動産賃貸借（借家）

- ・建物の賃貸借契約に伴う問題を分類。

### （6）工作物責任・相隣関係（妨害排除・予防・損害賠償）

- ・土地建物の損壊による工作物責任（損害賠償）問題、集合住宅の水漏れ等に関する損害賠償問題、その他相隣関係等の問題を分類。

### （7）境界

- ・境界の損壊に伴う費用負担、境界の確定等の問題を分類。

### （8）債権回収（貸金、売掛、請負等）

- ・債権回収に伴う問題を分類。

( 9 ) 住宅・車・船のローン、リース

- ・住宅・車・船舶のローン、リース等に関する問題を分類。

( 10 ) その他の借入金返済

- ・( 9 ) 以外の借入金に関する問題を分類。

( 11 ) 保険

- ・損害保険（火災保険、地震保険、自動車保険）生命保険、共済等に関する問題を分類

( 12 ) 震災関連法令（公益支援・行政認定等に関する法解釈等）

- ・被災者生活債権支援法、生活保護の受給、災害救助法等の震災関連法令の適用・法解釈、義援金の受領、仮設住宅や行政認定等に関する法解釈等に関する問題等を分類。

( 13 ) 税金

- ・税金に関する問題を分類。

( 14 ) 新たな融資

- ・新たな融資制度、融資に関する震災関連法令の適用、解釈等に関する問題を分類。

( 15 ) 離婚・親族

- ・震災に関連する親族間の問題、後見制度等に関する問題等を分類。

( 16 ) 遺言・相続

- ・遺言、相続、失踪宣告、認定死亡制度等に関する問題を分類。

( 17 ) 消費者被害

- ・震災に関連する消費者被害に関する問題について分類。

( 18 ) 労働問題

- ・雇用契約に伴う労使の問題、雇用保険等の問題について分類。

( 19 ) 外国人

- ・外国人特有の問題について分類。

(20) 商事・会社関係・取引問題

- ・会社及び事業者等に特有の問題、売買契約における目的物の滅失等に際しての危険負担の問題等について分類。

(21) 刑事

- ・刑事事件に関する問題について分類。

(22) 原子力発電所事故

- ・原子力発電所事故等に伴う問題について分類。

(23) その他

- ・(1)～(22)に直ちに該当しない相談内容について分類。
- ・たとえば、住宅に付随する給湯器の損壊等に関する問題等を分類。

(24) 震災以外

- ・震災とは無関係あるいは関係が希薄な相談事例である。

2 相談件数と相談分類の関係

1件につき、複数（最大3）の相談類型に分類する場合がある。

即ち、相談者は1名であっても、類型が異なる相談が複数含まれる場合には、2件あるいは3件の相談類型に分類する場合がある。そのため、各相談割合の合計が100パーセントを超えることになる。

但し、相談件数（n）は相談者1名につき1件とカウントしている。

なお、分析対象となっている各県や各市町村の相談件数（n）については、それぞれの地域の分析表・グラフを参照頂きたい。

3 住所の表記の意味について

表示されている住所（例「岩手県」「陸前高田市」「仙台市青葉区」等）は、いずれも、相談票に記載されている、又は相談票の記載から類推される、「相談者の被災当時の住所地」である。例えば、東京都内の避難所で相談を受けた相談者が、被災当時福島県内に居住していれば、「福島県」に分類している。

4 分析対象

日本弁護士連合会及び各弁護士会が日本司法支援センターと協力して実施

したもの、弁護士個人が実施したもの、弁護士が他の組織やボランティアと連携して実施したもの等が含まれている。

相談実施主体ごとの分析対象期間の内訳は次の通りである。

なお、以下はあくまで分析対象となった相談期間（データベース化できた相談事例）を示したものであり、実際の相談実績とは異なる場合がある。

主な窓口	方法	分析対象期間
日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会	電話	H23.3.23～8.24
岩手弁護士会	電話	H23.3.22～8.31
岩手弁護士会	面談	H23.3.29～8.31
仙台弁護士会	電話	H23.3.23～8.31
仙台弁護士会	面談	H23.3.26～8.31
福島県弁護士会	電話	H23.3.29～8.31
福島県弁護士会	面談	H23.4.2～8.12
茨城県弁護士会	電話	H23.3.29～7.29

## 5 今後の展望

「第3次分析」により、実施主体ごとの分析時期のばらつきが大幅に解消された。県や市町村(仙台市は仙台5区)といった地域ごとの傾向分析の精度も飛躍的に高まったと評価できる。

今後は、特に相談件数が多い相談類型や、市町村単位での相談動向（月次推移）についても分析することが課題となる。

平成23年10月

日本弁護士連合会嘱託  
弁護士 岡本 正

分析協力  
日本弁護士連合会情報統計室研究員  
小山治